

※回答内容はご意見をいただいた時点のものです。また、掲載にあたっては内容を要約しています。

【計画・開発】

ご提案等の概要
<p>(受付：9月23日)</p> <p>名神高速と阪神高速5号湾岸線の2線を結ぶ名神湾岸連絡線について、平成27年に兵庫国道事務所が実施したアンケートでは、70～80%の兵庫県民が賛成した（今津地区は50%弱）。その後、名神高速、阪神高速3号神戸線と5号湾岸線を結ぶ計画案が発表され、平成25年からこのことを聞いていた方々は皆びっくりしている。名神高速と5号湾岸線の2線を結ぶ2車線道路だと聞いていたのに、いつの間にか3線を結ぶ4車線道路になっていたのである。2車線と4車線は全く違う。下の道路は暗くなり、交差点を通る小学校の子供たちが事故にあうかもしれない。アンケートを取り直すようお願いしてほしい。</p>
西宮市より
<p>(回答：10月5日)</p> <p>国は名神湾岸連絡線を計画するに当たり、平成27年10月、11月に計画段階評価で地域意見アンケート調査を実施し、その結果、重視すべき項目として、「阪神高速3号神戸線の渋滞を緩和する道路」、「災害時等にも通行できる道路」、「阪神高速3号神戸線、国道43号の沿道環境への影響を改善する道路」が多く選ばれました。これらの意見等を踏まえ、渋滞が慢性化している3号神戸線の交通を5号湾岸線に転換させるとともに、災害時のネットワークの確保を図るため名神高速道路及び3号神戸線の大阪方面と5号湾岸線を名神湾岸連絡線で接続することになったものです。</p> <p>なお、地域意見アンケート調査では、沿道住民から約1,700件、周辺住民から約2,000件の回答を得ており、評価に有効な回答数が得られているものと考えています。さらにこれまで、適宜、国等と説明会等を開催し、地域住民の皆さまに接続形態を含めた事業計画について、丁寧に説明してまいりました。このようなことから、市として改めてアンケートの取り直しを実施する考えはございません。</p> <p>通学路の安全対策については、事業実施段階において工事中及び供用後のいずれにおいても万全の対策を講じるよう、市としても事業主体に求めてまいります。</p>

【交通】

ご提案等の概要

(受付：8月24日)

夙川駅の改札に関し、夙川さくら道側の改札設置を希望する。現在の位置は駅正面と裏しかなく乗車が不便である。簡易のもの、無人改札の設置であれば費用もかからず、その周辺の地価の上昇等にも寄与すると考え、価値があると思う。

西宮市より

(回答：8月26日)

ご要望いただいた阪急夙川駅の夙川さくら道側への改札設置について、阪急電鉄にご要望をお伝えし、改札設置の可否について確認しましたところ、ホームの狭隘かつ混雑する箇所に改札口を設置することになり、安全性の低下が懸念されるため、安全性を確保するためのホーム拡幅・改札口の設置が必要となるが、多大な費用を要するため、設置困難であるとのことでした。

市としましては、引き続き検討・協議を行い、市民の皆様の利便性向上に努めてまいります。

## 【施設】

ご提案等の概要
(受付：7月31日) 市役所本庁舎前に自転車を置くと、警備員さんが自転車を整理していた。自転車のハンドルには、ウイルスが付着している恐れがある。コロナウイルス拡散防止の為に、自転車整理業務は中止すべきである。自転車で触られると不快である。
西宮市より
(回答：8月4日) 市役所本庁舎玄関前の自転車置き場については、自転車を効率よく駐輪していただくため、警備員が一定の整理を行っております。しかしながら、ご指摘のとおり、現在のコロナ禍の状況においては、自転車のハンドルを持って整理を行うことが適切ではないという判断に至りましたので、今後はハンドル部分を持たずに整理を行うように努めてまいります。

ご提案等の概要
(受付：9月23日) 北口図書館をよく利用しますが、常備してあるスポーツ新聞の紙面にヌード写真が掲載され、横を通るのが不快に感じる。 表現の自由はあるかもしれないが、誰でも利用できる図書館は「公共の福祉」が優先されるべきと考えるのがいがか。ちなみに中央図書館にはなく、北口図書館には開設当初よりあり、その違いもわからない。至急ご検討を。
西宮市より
(回答：10月13日) 新聞に限らず全ての資料について「各分野バランスのとれた蔵書構成を目指し市内全館での資料の共有と提供を前提とした収集を行う」とし、新聞につきまして「他の資料では得られない情報や速報性を持ち、調査研究に役立つ情報を含むため、幅広い分野を収集する」こととしています。 このたびご指摘のスポーツ新聞は、北口図書館開館時（平成13年）に市内図書館で未所蔵であったことから、他の図書館・分室とのバランスを考慮し、所蔵を決定いたしました。 図書館では、国民の知る権利を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきであると考えています。よって、正当な理由がない限り、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはいたしません。このたびご指摘のスポーツ新聞は「わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの」には当たらないため、収集の停止にはいたらないと考えております。しかしながら、このたびご指摘をいただいた点につきましては課題として認識しており、市民の皆様が、安心して図書館をご利用になれるよう、今後も所蔵する新聞について検討を続けてまいります。